

総 第 8 0 2 号
令和元年6月29日

各私立専修学校長
様
各私立各種学校長

島根県総務部総務課長
(私学・県立大学室)

「特定施設」の対象となる専修学校及び各種学校の範囲について
(通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、「健康増進法の一部を改正する法律」については、平成31年4月3日付け総第31号をご確認ください。

島根県総務部総務課 私学・県立大学室
TEL : 0852-22-5017
FAX : 0852-22-6168
E-mail : shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp